○厚生労働省告示第百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
日産ディーゼル健康保険組合	UDトラックス健康保険組合	平成二十三年六月一日

○厚生労働省告示第百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
日本無線健康保険組合	長野県長野市稲里町下氷鉋千百六十三番地	平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
システナ健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区潮見二丁目十番二十四号	東京都江東区潮見二丁目八番十号	平成二十三年二月二十八日
AIG健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区一番町二十番地五	東京都墨田区錦糸三丁目二番一号	平成二十三年三月七日
川崎汽船健康保険組合	主たる事務所	東京都港区西新橋一丁目四番七号	東京都港区西新橋一丁目十番二号	平成二十三年三月七日
三和ホールディングス健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿六丁目十二番一号	東京都板橋区新河岸二丁目三番五号	平成二十三年三月十二日
スタンレー電気健康保険組合	主たる事務所	東京都目黒区中目黒二丁目九番十三号	東京都渋谷区恵比寿四丁目二十番三号	平成二十三年三月十四日
ひかり健康保険組合	主たる事務所	東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号	東京都豊島区池袋二丁目十六番十三号	平成二十三年四月十一日
市田健康保険組合	主たる事務所	東京都台東区蔵前一丁目五番一号	東京都中央区日本橋堀留町二丁目三番十四号	平成二十三年四月十八日
ぺんてる健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区東神田二丁目一番六号	東京都中央区日本橋兜町一番十号	平成二十三年四月二十三日
日本ヒューレット・パッカード健康保険組合	主たる事務所	東京都杉並区高井戸東三丁目二十九番二十一号	東京都江東区大島二丁目二番一号	平成二十三年四月二十五日
甲信越しんきん健康保険組合	主たる事務所	長野県長野市北石堂町千四百五番地	長野県長野市新田町千四百六十二番地	平成二十三年五月二日
北陸電気工事健康保険組合	主たる事務所	富山県富山市東田地方町一丁目一番一号	富山県富山市小中二百六十九	平成二十三年五月九日
和歌山県自動車販売店健康保険組合	主たる事務所	和歌山県和歌山市板屋町二十二番地	和歌山県和歌山市手平二丁目一番二号	平成二十三年五月三十日
東京機械健康保険組合	主たる事務所	神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目千百三十五番地	東京都港区芝五丁目二十六番二十四号	平成二十三年六月一日
USEN健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区高津三丁目十五番五号	東京都港区北青山三丁目一番二号	平成二十三年六月一日
河北新報健康保険組合	主たる事務所	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目十四番三十五号	宮城県仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号	平成二十三年六月九日
日本コロムビア健康保険組合	主たる事務所	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号	東京都港区虎ノ門四丁目一番四十号	平成二十三年八月一日
神奈川県管工事業健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市中区海岸通四丁目十八番地	神奈川県横浜市中区扇町一丁目二番地の一	平成二十三年九月二十六日

○厚生労働省告示第百九十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十九条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「震災特別法」という。）第八十九条第一項に基づき厚生労働大臣が定める市町村は、次のとおりとする。

一　震災特別法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの又はこれに準ずる市町村として政令で定めるものであって、特定被災地方公共団体（同条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいい、市町村に限る。以下同じ。）でないもの

二　その他東日本大震災（震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）による被害を受けた介護保険の被保険者について、介護給付（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）又は予防給付（介護保険法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。）を行う市町村（特定被災地方公共団体を除く。）

○厚生労働省告示第百九十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十五条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は児童相談所設置市を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は児童相談所設置市

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「震災特別法」という。）第八十五条第一項に基づき厚生労働大臣が定める都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市（以下「指定都市」という。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）は、次のとおりとする。

一　震災特別法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの又はこれに準ずる市町村として政令で定めるもの（指定都市及び児童相談所設置市に限る。）であって、特定被災地方公共団体（同条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいい、指定都市及び児童相談所設置市に限る。以下同じ。）でないもの